

資料 3

「(仮称) 名寄市子ども・子育て支援事業計画」構成内容 (案)

第 1 部 総論

1 計画策定の趣旨

- 策定の趣旨
- 法的根拠

2 基本理念等

- 「名寄ひまわり子育てプラン (名寄市次世代育成支援後期行動計画)」の基本理念や、国の「基本指針の概ねの案」における「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえ、検討
【参考：「名寄ひまわり子育てプラン」の基本理念】
「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」

3 計画の位置づけ

- 本市の上位計画 (総合計画) や他の行政計画等との関係
※現行の「次世代育成支援後期行動計画」との関係についても記載

4 計画の期間

平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間

5 計画の推進

- (1)市民・事業者・市それぞれの役割・責務
- (2)計画の検証方法 などについて記載

第 2 部 名寄市の子ども・子育てを取り巻く現状

名寄市の人口等の推移、児童の状況、施策・施設・事業などの状況

第 3 部 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

※考え方

2 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

※考え方

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

※考え方

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・利用者支援に関する事業（保育サービスコーディネーター）
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- ・リフレッシュステイ事業
- ・新生児訪問指導事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・妊婦健診事業

（イメージ） ※各事業ごとに記載

【〇〇〇事業】

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定める

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割・提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者等の相互の連携や、小学校等との連携の推進方策を定める

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- (1)社会的養護体制の充実
- (2)児童虐待防止策の充実
- (3)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (4)障害児施策の充実等